

全国一斉『女性の人権ホットライン』電話相談強化週間

人はみな人権を有しています。それぞれが個人として人権を尊重されなければなりません。しかし、残念ながら女性に対する人権侵害が依然として発生しており、大きな社会問題となっています。男女差別やセクシャル・ハラスメント、夫やパートナーなどからの暴力等による悩みをもった女性が気軽に相談できる専用の電話相談窓口、それが『女性の人権ホットライン』です。

同ホットラインの全国一斉強化週間として、高松法務局および香川県人権擁護委員連合会において、女性をめぐるさまざまな人権問題に積極的に対処するため臨時電話を増設し、下記のとおり電話相談を受け付けますのでご利用ください。なお秘密は厳守されます。

期 間 11月17日(月)～23日(日)

時 間 午前8時30分～午後7時(ただし、土・日曜日は午前10時～午後5時)

電話番号 『女性の人権ホットライン』 0570・070・810

相談員 男女共同参画社会推進委員をはじめとする人権擁護委員、高松法務局職員

「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12日～25日)

配偶者からの暴力、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメント、売買春等、ひとりで悩まず相談しましょう。相談は無料で、秘密は固く守ります。

相談先は

県子ども女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)
087・835・3211 月～土曜日(年末年始、祝日は休み)午前9時～午後9時
来所相談可能(要予約)月～金曜日(年末年始、祝日は休み)午前8時30分～午後5時15分

三豊市福祉事務所 女性相談(子育て支援課内)
73・3665 月～金曜日(年末年始、祝日は休み)午前8時30分～午後5時

県警察総合相談センター
#9110(全国共通短縮ダイヤル)または 087・831・0110
三豊警察署 72・0110 緊急の場合は110番へ

かがわ男女共同参画相談プラザ
087・832・3198 月～金曜日(年末年始、祝日は休み)午前8時30分～午後5時

特定公共賃貸市営住宅の入居者募集 世帯月額所得 20万円～60万1千円 の人に限ります

募集団地

団地名 宮尾団地(財田町財田中)
構造 4LDK(耐火構造2階建)
戸数 1戸
使用料 48,000円(月額)

申し込みができる人 (以下の条件をすべて備えている人)

市内に住所または勤務場所を有する人
同居の親族か、同居しようとする親族がいる人
(婚姻の届け出はしていなくても、事実上婚姻関係と同じ事情にある人や婚約者を含む)
現に住宅に困窮していることが明らかな人

市町村税等を滞納していない人
世帯の月額所得が基準の範囲内であること
申込者または同居親族が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう)でないこと

必要書類

申込書(住宅課または各支所事業課・高瀬事業課にあります)
住民票(本人および同居しようとする親族全員、続柄が記載されたもの)
所得課税証明書(15歳以上で学生を除く全員)
納税証明書(15歳以上で学生を除く全員)

入居の決定方法 抽選により決定します。

入居予定時期 12月上旬

申込期間 入居希望者は、11月4日(火)から18日(火)の午前8時30分から午後5時(土、日曜日は除く)までに、必要書類を持って住宅課または各支所事業課・高瀬事業課までお申し込みください。なお、申し込み期間以外の受付はしません。

問い合わせ 住宅課 62・1131

同和をかたる 悪徳商法にご注意ください



同和をかたる悪徳商法とは



「同和問題はこわい問題であり、避けたほうがいい」という人々の誤った意識につけ込み、「同和」団体名をかたり、高額図書等の購入を強要したり、各自治体に公共事業を請け負った企業を確認、同時に仕事の斡旋を要求してくる。そして、請負業者には「自治体から紹介してもらった」と言って仕事を要求してくるなどの行為が県内でおきています。(国はこれらの行為を「えせ同和行為」と呼んでいます。)

これらは「同和」「人権」等を冠した、実態があるかどうか不明の団体名をかたって行われることが多いのですが、実在する運動団体と関係があるかのような言い方をしてくることもあります。

いずれにしても、同和問題解決のために真摯に取り組んでいる運動団体とは全く関係ありません。

このような行為に対して、安易に応じることが行為自体をはびこらせるだけでなく、同和問題の解決を妨げることになります。大切なことは、日ごろから同和問題についての正しい知識と認識を身につけ、誤った意識をとりはらうことが重要です。

電話による上記のような強要があった場合は

不当な要求には「それはできません」「必要ありません」と断ってすぐ切ることが肝要です。相手のペースに巻き込まれないようにしましょう！

同和をかたる悪徳商法排除についてのご相談は

悪徳商法排除については

高松法務局観音寺支局
25 - 4528
県総務部人権・同和政策課
087 - 832 - 3202
人権課
73 - 3008

訪問販売などについては

県西讃県民センター
25 - 5135

悪質な場合は

警察総合相談センター
087 - 831 - 0110
または 9110

『裁判員制度』

Q どのような人が裁判員に選ばれるのですか？



A 選挙権のある方(有権者)から裁判員を選びます。

※権限職員の選挙権がある方(有権者)であれば、原則として誰でも選挙員になることができます。ただし、選挙権のある方でも法律上、裁判員になることができない方もいます。

